



旭川市消防本部からのお知らせ



住宅用火災警報器は維持管理と点検が必要です

平成23年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務化され、10年以上が経過しました。

住宅用火災警報器とは何ですか？



住宅用火災警報器とは、火災により発生する煙や熱を感知して、**警報音**や**音声**で火災をいち早く知らせる器具です。



なぜ、義務化されたのですか？



住宅火災による死者数は年々増加傾向にあり、その多くが「**逃げ遅れ**」によるもので、死者の発生を防止するため、義務化されました。



TOPIC

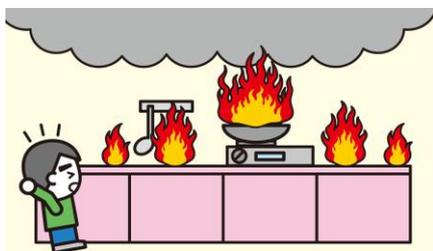
- ～維持管理編～ ①交換 ②点検方法
- ～設置編～ ③設置場所 ④相談窓口

各項目をご覧ください。

維持管理編



①なぜ、10年経過したら交換が必要なの??



10年経ったら交換しましょう



異常があれば交換

10年 おつかれさま



住宅用火災警報器は、設置から10年が経過している場合は、**電池切れ**、または**内部の電子機器の劣化**が進んでいるおそれがあります。

そのため、**10年**を目安として**異常があれば本体の交換**を推奨しています。



②住宅用火災警報器は、どうやって点検するの??



住宅用火災警報器にある
ボタンを押します。

住宅用火災警報器について
いる**ひもを引っ張ります。**



■点検方法

住宅用火災警報器によって、点検の方法が変わります。

点検方法は**ボタンを押すこと**や**ひもを引っ張ること**で、音や音声の流れ正常に作動するかを知らせてくれます。



設置編



③住宅用火災警報器は、どこに設置するの??



設置場所

- **寝室** 普段寝ている部屋全てに取付けます。(来客時に使用するような部屋は除きます。)
- **階段** 普段寝ている部屋がある階の階段上部に取付けます。(1階など屋外に直接避難できる階の階段は除きます。)
- **台所** 設置義務はありませんが、火災の発生する可能性が高い場所ですので、設置することをおすすめします。



取り付け位置はこちら

<天井の場合>

壁面からの取り付け位置

エアコンなどの吹き出し口付近の
取り付け位置



警報器の中心を壁から
60cm以上離します。



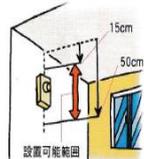
警報器の中心を換気扇やエアコンなどの
吹き出し口から1.5m以上離します。

はりなどがある場合の取り付け位置

<壁面の場合>



警報器の中心をはりから
60cm以上離します。



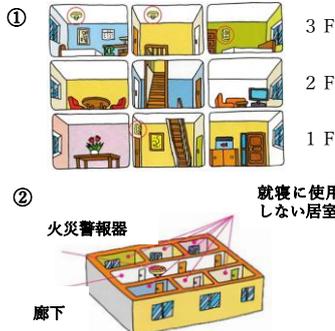
警報器の中心を天井から
15~50cmの位置にします。

【上記以外の設置場所】

①寝室が1階、2階になく3階(3階以上はその階)にある場合、3階(寝室)に行く1階の階段部分と3階の階段部分(3階以上はその階の階段部分)

※一定の条件を満たすことにより設置不要となる箇所があります。(詳しくは、住宅用火災警報器相談窓口までお問い合わせください。)

②7平方メートル(4畳半)以上の居室が5以上ある階には、廊下等



就寝に使用しない居室

廊下



④住宅用火災警報器について、相談したいときは??



住宅用火災警報器相談窓口

(旭川市消防本部予防指導課内)

電話 23-1119

旭川市消防本部予防指導課

〒078-8367

旭川市東光27条8丁目旭川市総合防災センター3階

TEL 0166-74-3584 FAX 0166-33-1191

予防指導課のホームページです。
火災予防関係の情報を掲載中



予防指導課のSNSです。
火災予防関係の情報を発信中